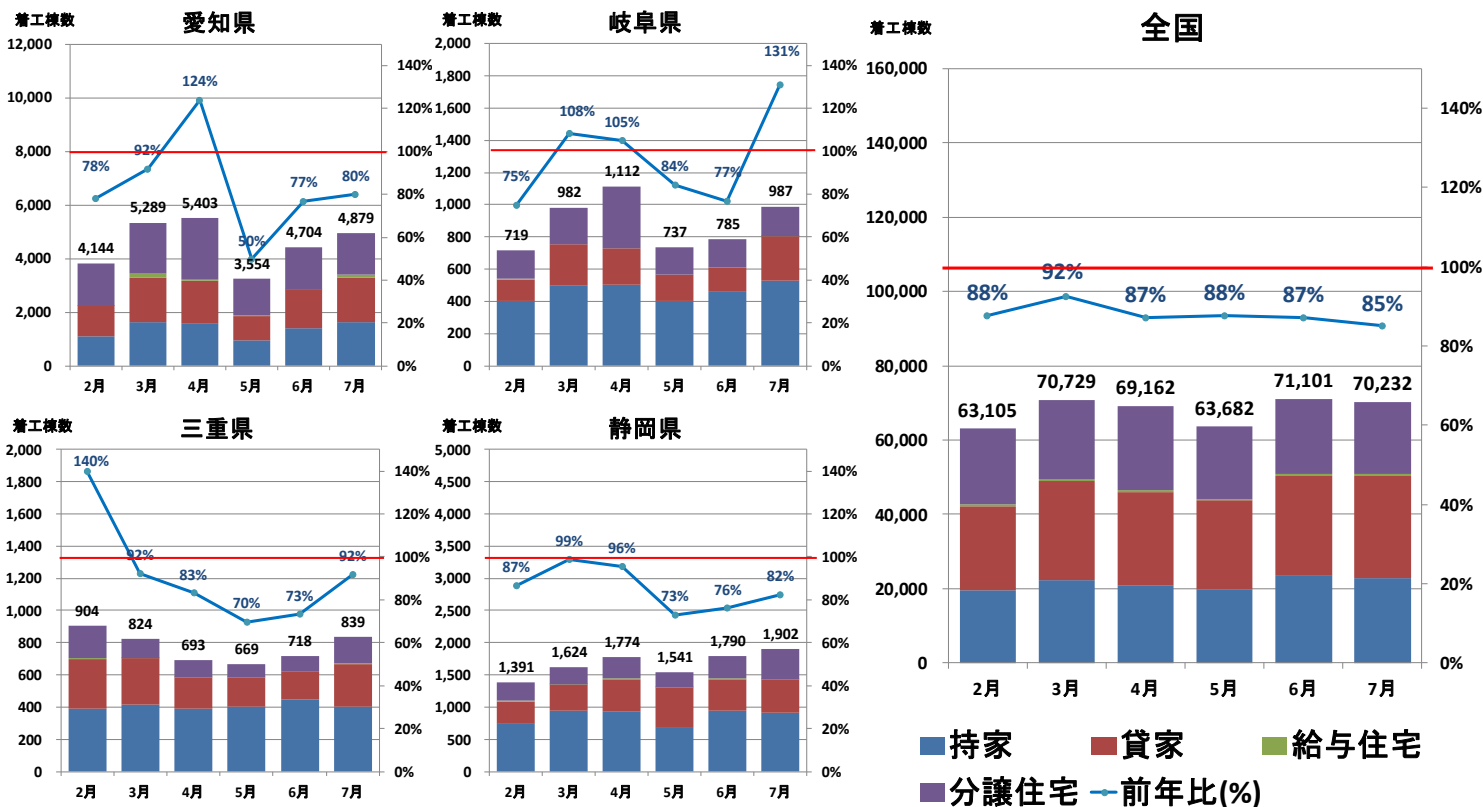


東海4県の着工推移



出典:着工データ 国土交通省

次世代住宅ポイント制度の実施状況 (令和2年8月末日時点)

ポイント申請受付状況 (令和2年9月11日国交省発表)(新型コロナウイルス感染症対応分)

	令和2年8月	累 計
新 築	14,241戸	18,205戸
リフォーム	11,477戸	17,236戸
合 計	25,718戸	35,441戸

<商品交換期限について>

新型コロナウイルス感染症対応の申請受付分のポイントの商品への交換期限は令和2年11月30日までの予定です。

ポイント発行状況

	令和2年8月		累 計	
新 築	6,508戸	2,090,071千ポイント	171,903戸	57,248,536千ポイント
リフォーム	13,234戸	1,055,054千ポイント	282,071戸	16,745,019千ポイント
合 計	19,742戸	3,145,125千ポイント	453,974戸	73,993,555千ポイント

詳細は国土交通省のHP <http://www.mlit.go.jp/> でご確認ください。

改正建築物省エネ法が令和3年4月1日から施行

令和一年5月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）」の施行に関し、施行期日を決める政令及び施行令の一部を改正する政令が閣議決定され、改正法が令和3年4月1日から施行されることになりました。

今回施行される改正法の概要

①中規模のオフィスビル等の基準適合義務の対象への追加

省エネ基準への適合を建築確認の要件とする特定建築物の規模について、非住宅部分の床面積の合計の下限を2000㎡から300㎡に引き下げ、基準適合義務の対象範囲を拡大する。

②戸建住宅等の設計者から建築主への説明義務制度の創設

小規模※の住宅・建築物の設計を行う際に、建築士が建築主に対して、省エネ基準への適合の可否等を評価・説明することを義務付ける制度を創設する。

③地方公共団体の条例による省エネ基準の強化

地方公共団体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、省エネ基準のみでは省エネ性能を確保することが困難であると認める場合において、条例で、省エネ基準を強化できることとする。

■ 建築物（非住宅）

	改正前		改正後
大規模 (2,000㎡以上)	適合義務		適合義務
中規模 (300㎡以上2,000㎡未満)	届出義務		建築確認（省エネ適判）や完了検査において、省エネ基準への適合等の審査
小規模 (300㎡未満)	—		説明義務

🏠 住宅

	改正前		改正後
大規模 (2,000㎡以上)	届出義務		届出義務
中規模 (300㎡以上2,000㎡未満)	—		審査手続きの合理化を通じて、指示・命令等の監督の実施を重点化
小規模 (300㎡未満)	—		説明義務
住宅 TR制度※	建売住宅 ※住宅トップランナー制度 大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準（省エネ基準を上回る基準）の達成を誘導する制度		建売住宅 注文住宅 賃貸アパート 対象拡大

オンライン講座の開設について

<https://shoenehou-online.jp/>

改正建築物省エネ法
オンライン講座

2021年4月 建築物省エネ法が変わります

法改正について学べる

オンライン講座

はじめました

講座一覧はこちら

ホーム

オンライン講座一覧

ご利用ガイド

Q&A

令和2年度

改正建築物省エネ法の概要

国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、本年は対面での説明会は開催されませんので、<https://shoenehou-online.jp/>オンライン講座での確認が必要です。

（詳細は、国土交通省HP（改正建築物省エネ法）：<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>）をご確認ください。）